

兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第35号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

訓令	ページ
○ 公印規程の一部を改正する訓令（法務文書課）	1

訓令

兵庫県訓令第4号

本 庁
地 方 機 関

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和37年兵庫県訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

第8条の3の次に次の1条を加える。

（電子公印）

第8条の4 電子計算機を利用して文書を作成する場合にあつては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により当該電子計算機に記録された公印の印影（以下「電子公印」という。）を当該文書に出力して公印の押印に代えることができる。

2 前項の規定により電子公印を文書に出力して公印の押印に代えようとするときは、あらかじめ様式第2号の5の電子公印実施届を知事に提出しなければならない。

3 電子公印を文書に出力するに当たっては、電子公印に係る印影の改ざんその他の不正を防止するための措置を講ずるものとする。

4 電子公印を文書に出力するに当たっては、出力しようとする文書を電子公印の管理者に提示し、審査を受けなければならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた電子計算機を利用して作成した文書については、この限りでない。

5 電子公印を文書に出力しないこととしたときは、電子計算機に記録した公印の印影を直ちに消去するとともに、知事にその旨通知しなければならない。

様式第2号の4の次に次の1様式を加える。

様式第2号の5（第8条の4関係）

兵庫県知事 様 職 氏 電 子 公 印 実 施 届 次のとおり電子公印を文書に出力することにより公印の押印に代えることとしますので、届け出ます。	第 号 年 月 日 名
公 印 の 名 称	
寸 法	
用 途	
シ ス テ ム の 名 称	
不 正 防 止 の 措 置	
実 施 予 定 年 月 日	年 月 日

注1 ひな型は、別紙に記載すること。

2 「システムの名称」の欄は、文書に電子公印の出力をするシステムの名称を記載すること。

3 「不正の防止の措置」の欄は、注2のシステムの開発、導入等に係る協議の状況その他の不正防止の措置について記載すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。